

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます

Point 1

時間外労働の 上限規制が 導入されます!

時間外労働（週40時間、1日8時間を超える労働）の上限について、
月45時間、年360時間
を原則とし、「臨時的な」特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）が限度となります。

大企業は、2019年4月1日から
中小企業は、2020年4月1日から



Point 2

年次有給休暇の 確実な取得が 必要です!

使用者は、10日以上有給休暇が
付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定
して有給休暇を与える必要があります。

企業規模にかかわらず、
全ての企業は、2019年4月1日から

Point 3

正規雇用労働者と 非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が 禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
**基本給や賞与などの
個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

大企業は、2020年4月1日から
中小企業は、2021年4月1日から



詳しくは
厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

働き方改革推進支援センター HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

まずは裏面のシートで
チェックしてみましょう。

